



= いまの憲法が私たちの暮らしを護る =

新型コロナウイルス

法律改正では防げない！

罰則ではなく保障です。

コロナウイルスの猛威が止まりません。連日危機的な状況をテレビ、新聞が報じています。死亡者も増加しています。野田市においても連日感染者が多数発生しています。対応する医療機関の危機も大きくとりあげられています。このままでは医療の崩壊は免れないところまできているといい、一部は壊滅とも関係者は警告しました。

この事態はコロナによる死者が激増する中、平時に助かる病気また重傷者が医療に頼れず命を落とすという事です。ここまで深刻な事態に追い込んだのは当然のことながら菅政権の責任です。会食が危険と言いつつ4人以下なら大丈夫と言ったり、フグやステーキで多人数の会食、旅費を負担するから旅行しろなど、感染防止とは正反対の政策をとってきた結果が感染爆

発です。遅まきながら緊急事態宣言を発出しましたが、これも不徹底な内容で到底感染拡大を防ぐことはできません。さらにはこの事態に不適切な法律改正をしようとしています。

例えば、感染者の入院拒否に対しては懲役1年以下または罰金100万円を科す、休業命令に従わない場合には過料をという権力の強制力によって効力を示そうとする方針です。皆さん、国民に罰則を課してうまくいきますか。これは悪政の結果を悪法で押さえ込む事になりませんか。

大事なことが抜けています。つまり感染拡大の原因は人の移動によって起こりますからそれを止めるしかありません。当然の事ですが、人の動きが止まれば経済活動は停滞します。生活は困窮します。そこで徹底的に生活保障の政治に切り替えれば良いのではないで

しょうか。

国民の生活は保障され、雇用主はレンタル料、家賃、設備費などの固定費が軽減され、経済活動の再建も確実になるでしょう。総額がいくらになるかは国会で議論するとして、過去最大の予算になった防衛費などはその財源になるでしょう。国民の生活は政治の責任だと訴えるときです。

シリーズ 私たちの憲法



一人ひとり違っていいよね



みんな同じ人間ですが、みんな個性が違います。個性を生かし、自分らしく生きていきたいですね。価値観が異なるときもあるけどお互い尊重しあって共存していきたい。この考え方は共有できるはずですよ。

これを**個人の尊重**といいます。自分さえよければいいということ、それは**個人主義**ではなく**利己主義**といえます。

自民党改憲案は異なります。

自民党改憲草案 第13条には「全て国民は、人として尊重される。(以下略)」とあり、個人の**個**が削除され**人**となっています。

憲法の根本を変え、国家のために人(国民)がいるとの考えが根底にあるのでしょうか。これでは戦前に戻って国民を国に従属させようとの考えが透けて見えます。

一人ひとりを尊重としたのが**日本国憲法第13条**です。



今月の予定です

_ 皆さん 気軽に参加ください _



2月7日(日) 13:30 ~ 16:40

DMD 視聴と意見交換 「住井す蒼著 今井正監督 『霧のない川』」
南部梅郷公民館 南地域九条の会

野田・九条の会の例会及び9の日行動はコロナウイルス 感染予防のため中止します。

2月19日(金) 13:30 ~ 15:30

テレワーク ちょっと優雅な「おしゃべりカフェ」
Google Meet パソコン、スマホなどでおしゃべりしましょう。
お申込みは裏面で案内しています。 野田・九条の会

3月7日(日) 13:30 ~ 16:40

DMD 視聴と意見交換 「生誕130年ドキュメンタリー映画『弁護士布施辰治』」
南部梅郷公民館 南地域九条の会

憲法13条の前段を確認してみましょう。

日本国憲法 第13条 (個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)
すべて国民は、個人として尊重される。(以下略)

個人の人権が優先であり、**個人のために国家**があるとの考えです。国家のために個人があるのではありません。



「野田・九条の会」ホームページをご覧ください。
art9noda.html.xdomain.jp



≠ 国民が苦しんでいるとき改憲を目論む自民、維新 ≠

新型コロナの第三波は変異種を含め、再び国民に恐怖と不安を与えつつ蔓延しています。立ち向かうべき政府はこの事態に国としての目標を違えているとしか思えない施策しか打ち出せていません。

オリ・パラオリンピック開催への執心は理解しなくてもありませんが、いまはコロナ禍をいかに抑えるか、このことが国民そして国際社会の共通した認識であり、政府は最優先課題として取り組むべきことです。

こんな中、この機を逃す手はないと、同じ文言として捉えられやすい改憲案の緊急事態条項（以下、**条項**）を自民、維新は国民に問おうとしています。この**条項**はコロナ禍で発出された緊急事態宣言（以下、**宣言**）とは全く異なり、国会に提案されればこのコロナ渦中にある国民をさらに混乱に陥れてしまうことになるでしょう。

宣言はあくまで新型コロナ対策の中での法律に基づくものであり、コロナに限り適用されます。一方**条項**は日本国憲法に関わることであり、制定時に必要なしとあえて盛り込まなかったことを、改憲で書き加えようとするものです。日本国憲法には三つの柱である国民主権、民主主義、そして平和主義が掲げられました。ここで国民にとって重要とされた一つが「人権の尊重」でした。憲法13条は**全て国民は個人として尊重される**と保障します。この人権の尊重を停止しようとするのが、自民政憲案の**条項**と

言えます。その内容を要約すると、

- 案-98条 -自民党改憲案-
- ・緊急事態を政権の判断のみで発することができる
 - ・期間は繰返し延長を可能とし、主権者には決められない
- 案-99条
- ・基本的人権の制限を可能とし、国民は指示に従わなければならない
 - ・国会の議論なく法律の制定ができる
 - ・衆議院は解散せず、任期延長を可能とする



一見これらは「緊急時国は国民を守りますよ」ととれますが、解釈で真逆に発動できる企てを秘めています。

この条項が通れば私たちの権利は停止され、強権力の行使を永続的に認めることになってしまいます。世の中が混乱している時こそ権力者は人心の不安に付け入り、平時ではとても認められないことを成そうとします。私たちは大切なものは何かを見失わないよう、冷静に考えなければなりません。



ちょっと硬派な おしゃべりカフェへのお誘い

投稿

栄谷 竹生

災厄はいつの世にも、社会の“ひずみ”を浮き彫りにし、弱いものを直撃します。現政権はコロナ対策への無作為によって医療は崩壊し、日本学術会議問題では民主主義の崩壊を招きました。いまコロナ禍・非常事態宣言下にあるからこそ、一人でも多くの市民が意見の異なる人も交えて、テレトーク版「おしゃべりカフェ」で、わいわいがやがや「しなやかで武器になる情報と言語空間」を獲得出来たら楽しいと思います。

昨年の初めまで北コミで行なってきた「ちょっと硬派なおしゃべりカフェ」を復活させようとの提案をいただきました。

コロナウイルス渦中ですが、テレトークスタイルで開催します。パソコンまたスマホなどの画面でお互い顔を見ておしゃべりを楽しみましょう。お申込みをお待ちします。

- ・日時 2月19日(金) 13:30～15:30
- ・募集人数 15名
- ・申込先 事務局 片桐
n.katagiri88@gmail.com

第1回

Google Meet

おしゃべり
カフェ

ORIGINAL BLEND
COFFEE

Enjoy fragrant freshly ground coffee.



- 申込まれた方とは事前にメールで打ち合わせをした後、当日招待メールをお届けします。
- 届いた招待メールを2回ほどクリックすれば簡単におしゃべりできます。